

高知くらしの護身術

73

延滞料の請求

慌てず事実確認を

(2007年11月6日掲載原稿)

レンタルビデオ店からビデオやDVDを借りて返却を忘れていませんか。

ある日突然、債権回収業者などから、ビデオが返却されていないというハガキが届いた。とか、電話で高額なレンタルビデオ延滞料を請求されたが、どうすればいいか。という相談があります。

このような場合は、まず、ビデオを返却したかどうかの確認することが大切です。もし、返却を忘れていた場合でも、債権回収業者への債権譲渡通知がされていない場合は、回収業者の請求に応じる必要はありません。その時は、店とビデオの返却、延滞料などについて交渉することになります。この際の支払う延滞料のひとつの目安は店が新しい品を購入する価格です。これを目安に減額交渉をすることになります。高額な請求をされた場合はあわてて回収業者に支払わず、ビデオレンタル店と減額交渉をすることです。

また、もし返したのに請求された場合ははっきりと支払いを拒否し、返却している旨を文書でビデオレンタル店に通知してください。

日頃、レンタルビデオ店を利用している方は、期限を守って返却をしてください。返し忘れたために高額な延滞料の請求を受けることになりかねません。

大切なことは、レンタルしたものは、責任を持って管理し期限内に返却することです。

トラブルを防ぐには

- ①規約をよく読む
- ②返却期限を守る
- ③商品のまた貸しをしない
- ④会員証を人に貸さない
- ⑤会員証を紛失したらすぐ店に届ける。